

施設サービス利用には 食費・居住費(滞在費)の負担軽減制度が あります



令和8年8月1日からの判定基準

利用者 負担段階	対象者	
	所得などの条件 ※	預貯金などの条件
第1段階	・生活保護受給者／ 本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者	・預貯金、有価証券等の合計が単身で1,000万円以下であること。 (夫婦は2,000万円以下)
第2段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 82.65万円 以下の方	・預貯金、有価証券等の合計が単身で650万円以下であること。 (夫婦は1,650万円以下)
第3段階①	・本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 82.65万円 を超え120万円以下の方	・預貯金、有価証券等の合計が単身で550万円以下であること。 (夫婦は1,550万円以下)
第3段階②	・本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円を超える方	・預貯金、有価証券等の合計が単身で500万円以下であること。 (夫婦は1,500万円以下)

※ 令和7年中の収入・所得に基づいて判定します。

※ 配偶者は世帯分離をしても対象者に含まれます。配偶者が別世帯の場合でも住民税課税であれば対象外です。

令和8年8月1日からの軽減内容（一部の負担限度額が引き上げられます）

利用者 負担段階	居住費（滞在費）							食費 ※
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室			
			特養等	老健・医療院等	特養等	老健・医療院等 (室料を徴収する)	老健・医療院等 (室料を徴収しない)	
基準費用額	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	697円	437円	1,545円
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	0円	0円	300円 (300円)
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	430円	430円	390円 (600円)
第3段階①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	430円	680円 (1,030円)
第3段階②	1,470円	1,470円	980円	1,470円	530円	530円	430円	1,420円 (1,360円)

※()はショートステイの場合